

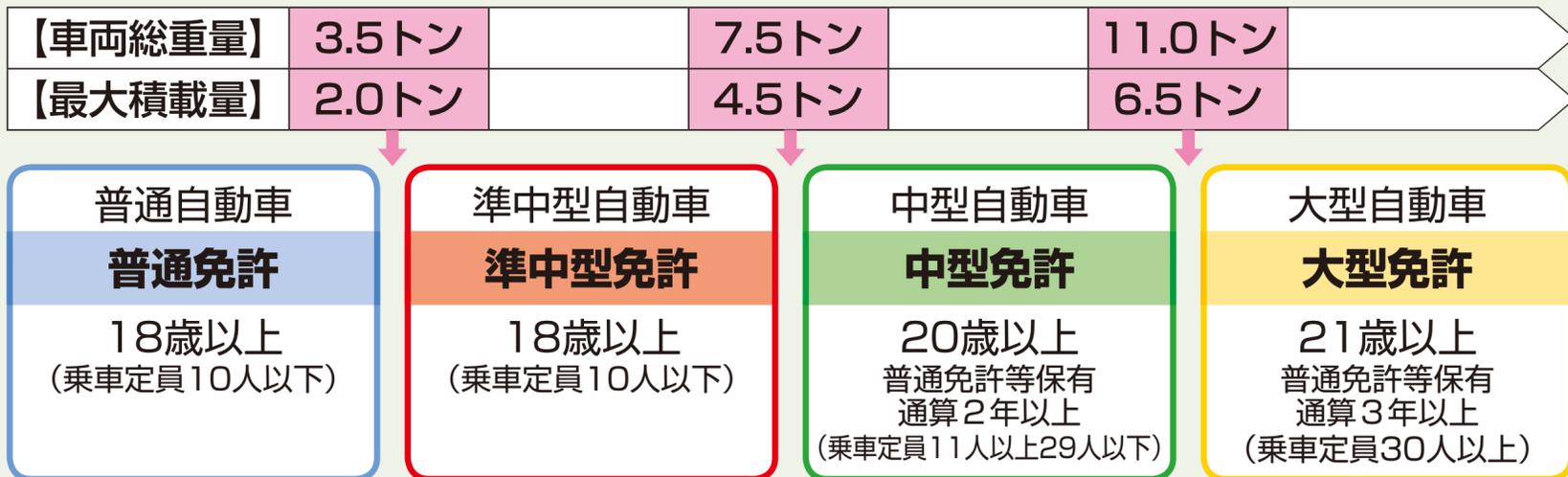
平成29年3月12日から 運転免許制度が変わります！

準中型免許が新設されます。

●現行制度



●平成29年3月12日以降の新制度



現在、普通免許を取得するため教習を受けている方、または受けようとしている方は、教習期限の9か月以内に教習所を卒業したとしても、**新制度開始の前までに運転免許試験に合格しないと、現行の普通免許は受けることができません。**ご注意ください。

●現行制度

現行の免許	教習所を卒業し、運転免許試験に合格する日	運転できる自動車
普通免許	新制度の開始前	車両総重量 5トン未満
		最大積載量 3トン未満
		乗車定員 10人以下

●平成29年3月12日以降の新制度

新制度の免許	教習所を卒業し、運転免許試験に合格する日	運転できる自動車
普通免許	平成29年3月12日以降	車両総重量 3.5トン未満
		最大積載量 2トン未満
		乗車定員 10人以下

※平成29年3月12日以降、運転免許試験に合格して取得した普通免許では、**最大積載量2トン以上の自動車は運転できなくなります。**
※詳しく知りたい方は、最寄りの教習所に確認して下さい。

